

第5章

アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景—アンチ・ダンピングとは

ダンピングとは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われていることを指す。つまり、通常の商取引における単なる廉売はダンピングではない。そしてダンピング販売によって、輸入国の競合する産業が損害を被っていることが正式な調査により明らかになった場合、その国は自国の産業を救済するためアンチ・ダンピング（AD）措置を採ることができる（注1）。

具体的には、ダンピング輸入された産品に対して、国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD税）を賦課する。これにより、ダンピング価格を正常な価格に戻そうとするのである。

なお、価格比較の際、「通常の商取引」での国内の販売が行われていない、あるいは国内の販売量が少ない等により、比較可能な国内販売価格が入手できない場合は、第三国への輸出価格又は構成価額を用いる。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。同様に、輸出価格に信頼性がない場合も、独立した買い手に最初に販売される価格又は当局が決定する合理的な基礎に基づいて価格を決定することができる（注2）とされている。

AD措置は、本来、最恵国待遇の例外措置であ

り、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置（第7章参照）の発動のように補償を提供したり相手国の対抗措置を受認することが求められないため、必要な要件を満たしていないのにAD調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持するなどの濫用が目立っている。

このように「ダンピングによる国内産業の損害の除去」という限定的なAD措置の目的を超えた保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉において規律の強化が図られたが、これらの濫用の懸念は引き続き多くの国が有している。

（注1）この場合の「損害」とは、①国内産業に対する実質的な損害、②国内産業に対する実質的な損害のおそれ、③国内産業の確立の実質的な遅延、の3つのうちいずれかを指す。

(2) 法的規律の概要

①国際ルールの概要

ADについての国際ルールとしては、GATT第6条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはウルグアイ・ラウンド交渉の結果、東京ラウンドで合意

された「関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（「旧AD協定」）を改正したものである。

当該改正は、国内産業への損害認定、ダンピング・マージンを算定するために必要な価格やコストを調査する手続等が本来極めて技術的かつ複雑であることや、今日の国際取引の実態に照らして規定内容が十分詳細でなかったためにAD措置の濫用傾向が強まっていたことに対応するためのものである。ADに関するWTO協定の具体的概要は、以下のとおりである。

(a) GATT上の規定

ADについての国際基本ルールとして、GATT第6条にAD税に関して、次のように定められている。

第6条

1 締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能の価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能の最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

販売条件の差異、課税上の差異及び価格

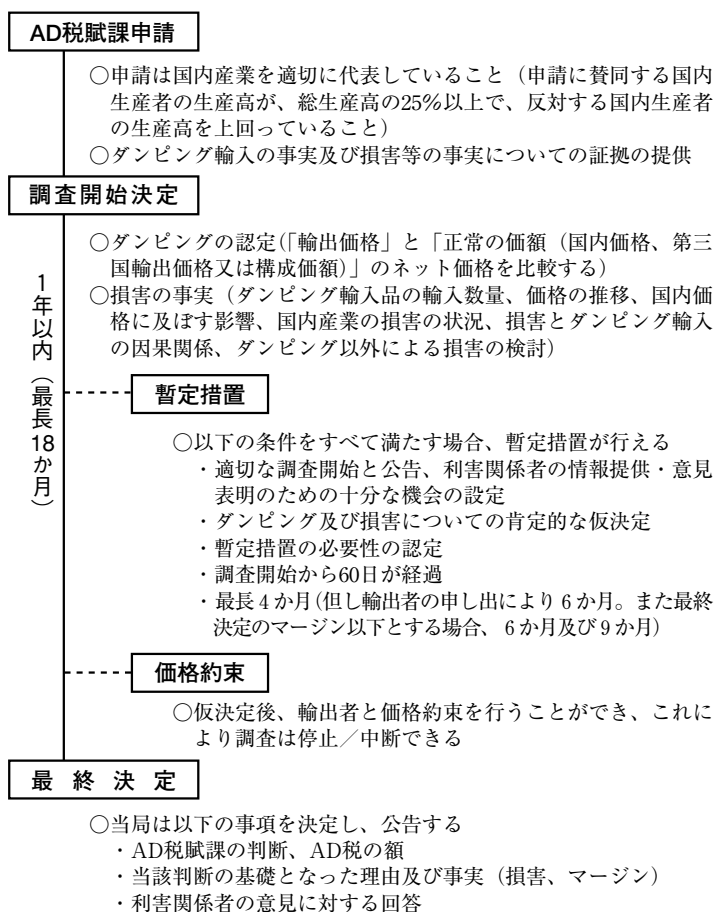
の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 締約国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度を超えない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。

(b) AD協定

この協定はケネディ・ラウンド時に制定され、東京ラウンドでの改正、ウルグアイ・ラウンド改正を経て現在に至っている。ウルグアイ・ラウンドでは、東京ラウンド時に合意された旧AD協定で詳細に規定されていなかった国内産業への損害認定の改正、ダンピング・マージンを算定するのに必要な価格や費用を調査する手続の明確化、サンセット条項の新設等がなされた。

現行AD協定はAD措置の申請から発動までを以下のとおり定めている。



なお、ウルグアイ・ラウンドでの改正後、ドーハ・ラウンドにおいてもAD協定の規律の明確化や改善を目的として交渉が行われており、2007年11月30日には、ヴァイエス・ルール交渉議長より、ADを含むルールに関する議長テキスト（協定改正案）が公表された。ルール交渉議長テキストについては、サンセット条項に関して措置の自動失効等が盛り込まれるなど、方向性が評価される部分もあるが、これらの点についても、一層の規律強化が必要である。更に、ゼロイング手法の容認が入るなど、全体としてバランスを逸しており、懸念がある。我が国としては、多角的貿易体制の発展に資するルールの強化を実現すべく、引き続き努力が必要である。

②WTO/AD委員会

WTOでは、AD措置に関して議論する場として、年2回アンチ・ダンピング委員会（AD委員会）が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

更に、現在、AD委員会の下に、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回非公式会合であり、本会合はウルグアイ・ラウンド交渉においても結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題（後述：③参照）について議論を行う場である。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国間の運用の統一を図るための議論を行う場である。我が国は、この

ような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会をはじめとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めていく必要がある。

また、我が国としてはGATT第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネルを通じて問題を解決していくことが必要であると考ええる。

なお従来から、どのような論点においても純粋にパネルに裁量権を与えるべきとの立場と、WTO体制では紛争解決手続が自動化されることにより紛争解決案件の多発が予想されるので、パネル審理に一定の基準を設定するべきとの立場があった。これを踏まえ、AD協定ではパネルによる事実認定及び法律解釈に関して一定の基準(SOR: Standard of Review)が導入された。

SORが紛争解決手続にいかに適用されるかについては、パネルの運用に委ねられているが、これまでの運用においては、パネルは、当事国の調査当局の判断にかかわらず、比較的広汎に独自の判断を行っているものと評価できる。なお、本件については、マラケシュ閣僚宣言において、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定17.6条における検討の基準は、その一般的な適用が可能かどうかという問題を検討するために、3年後に見直しを行うこととする」とされているが、未だ検討がなされていない。

③迂回問題

「迂回 (Circumvention)」とは、一般的には、AD課税命令に服すべき者が、その徴税を免れるために、命令が示す課税範囲から「形式的」に外れて、かつ「実質的」には従前に等しい商業活動を維持する場合を指す。しかしながら、GATT/WTO法上の定義は未確定である。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、「迂回」を輸

入国迂回、第三国迂回及びカンントリーホッピングといった類型に分類し、その防止措置の在り方を規律することが検討された。しかし、関係国間の対立が解けなかったことから最終的には見送られ、マラケシュ閣僚宣言にて今後速やかに統一的ルールの適用を期待するとして、AD委員会に付託された。

AD委員会迂回非公式会合(年2回開催)においてこれまで、「迂回の定義」、「迂回と考えられる行為に対して各国がどのように対処しているか」、「WTO協定でどこまで対応できるか」について議論がなされてきたが、何ら結論には至っていない^(注2)。並行して、2002年2月より開催されているドーハ・ラウンドのルール交渉会合においても、米国、EU、エジプト、ブラジルから迂回防止に関する提案が出され、2007年11月30日に公表されたルール交渉議長テキストには、迂回防止規定も盛り込まれた^(注3)。

迂回に関しては、それが問題であることは認識されているものの、既に独自の迂回防止規定を導入しておりそれをAD協定上も正当化したい米国・EU等と、迂回防止措置により正当な投資活動まで規制の対象となり、貿易・投資の流れを萎縮又は歪曲するおそれがあるとして当該措置の導入の在り方に慎重な我が国を始めとする多くの加盟国等との意見の相違があり、AD協定における規律の必要性の有無や内容について、現在まで加盟国間で合意に至っていない。

一方、米国やEU等は独自の迂回防止規定に限らず、原産地ルールの適用やADの対象産品を最初から広げておく等の事実上の迂回防止ルールを運用しているため、我が国企業は、輸入国への生産拠点の移転を含め企業の生産拠点の海外展開の流れの中で、各国の迂回防止ルールに抵触しないよう細心の注意を払っている状況である。こうした中、迂回防止についての明確な統一ルールが存在せず、国ごとに異なる曖昧なルールが運用されていることによる予測可能性の欠如を指摘する声も多い。

迂回防止規律の策定にあたっては、企業行動がグローバル化している現実と貿易自由化を促進しようとするWTO協定の基本的趣旨を踏まえて議論していくことが重要であると考えられる。そのため、正当な貿易・投資を阻害しないよう、かつ現行AD協定の規律強化の方向性と平仄を合わせつつ検討していくことが肝要である。また、既に迂回防止規定を国内法として持つ国が、迂回防止措置の名の下に正当な商業活動を阻害し、仮に現行のGATT第6条及びAD協定上の義務を逸脱するような措置を講じた場合には、WTOの場で厳正に対処していくべきである。我が国としては、係る問題意識を持ち、現在、ルール交渉会合の場で行われている公平・公正かつ明確な統一的規律の策定に向けての議論に参画していくべきである。

(注2) AD委員会迂回非公式会合(最近の動き)

迂回非公式会合への加盟国からの提案数は、2001年には15本であったものの、ドーハ・ラウンドにおいてルール交渉が開始されて以降、2002年は6本、2003年は3本、2004年には1本と漸減している。2005年以降は1本しか提案が出されていないものの、議論は継続していくことが合意された。

(注3) ルール交渉における迂回防止規定の議論(最近の動き)

これまでのルール交渉非公式会合で米国は、規律策定を求める提案をしてきたが、当局の裁量の余地が広すぎ明確性・予測可能性に欠けるとして各国から批判を受けており、AD委員会迂回非公式会合における議論同様、具体的な規律の在り方に関する各国の意見の隔たりは依然として大きかった。

2007年11月30日に公表されたルール交渉議長テキストには、迂回防止規定も盛り込まれた。輸入国迂回、第三国迂回、微少変更迂回と推定される行動に対し、迂回レビューにより対象製品との代替が認められれば、既存のAD措置の拡大適用が可能とされ、また、輸

出国からの部品の比率や輸入国・第三国における付加価値についての数値基準(この数値基準を満たさなければ迂回認定ができないというセーフハーバー)はそれぞれ、60%以上、25%以下とされている。

その後のルール交渉では、既にEU、米国など、独自の規定をもって迂回防止措置を運用している加盟国があることから、迂回に関する何らかの規定が必要と主張する国がいる一方、ルール交渉における議論が尽くされておらず、迂回の定義等も不明確なために規定自体が不要とする国もあった。中国、香港、パキстанは2008年2月、ルール議長テキストからの規定を削除するように求めるステートメントを発出した。2008年12月に公表されたルール改訂議長テキストにおいては、他の項目(ゼロリング、サンセット等)と同様に条文は盛り込まれず、各国の見解とともに、項目名のみ記載されている。

(3) 最近の動向

AD措置の発動は、従来から米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD制度を整備している国は先進国が多いという事情もあった。しかし近年、全体としてのAD提訴自体が遞減してきた中で、中国やブラジル、インドなどをはじめとする開発途上国による発動が増加していることが注目される(図表5-1参照)。近年AD措置の発動が増加したこれらの国については、AD調査の手続や方法がAD協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

＜図表5-1＞ WTO発足以降の主要国のAD調査開始件数の推移

国名	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007年	合計
米国	14	22	15	36	47	47	75	35	37	26	12	8	28	402
EU	33	25	41	22	65	32	28	20	7	30	25	35	9	372
カナダ	11	5	14	8	18	21	25	5	15	11	1	7	1	142
豪州	5	17	42	13	24	15	23	16	8	9	7	10	2	191
アルゼンチン	27	22	14	8	23	43	27	14	1	12	12	11	8	222
ブラジル	5	18	11	18	16	11	17	8	4	8	6	12	13	147
韓国	4	13	15	3	6	2	4	9	18	3	4	7	15	103
インド	6	21	13	28	64	41	79	81	46	21	28	34	47	509
中国	0	0	3	0	7	6	17	30	22	27	24	10	4	150
南アフリカ	16	33	23	41	16	21	6	4	8	6	23	3	5	205
インドネシア	0	11	5	8	8	3	4	4	12	5	0	5	1	66
メキシコ	4	4	6	12	11	6	6	10	14	6	6	6	3	94
トルコ	0	0	4	1	8	7	15	18	11	25	12	8	6	115
日本	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	6
その他	32	34	40	59	50	34	38	58	27	25	40	41	18	496
合計	158	229	252	265	370	292	369	312	232	214	200	202	164	3,259

出典：WTO文書及び公正貿易センター作成資料

＜図表5-2＞ 現在有効な対日AD税賦課件数（2009年1月末現在）

米国	EU	カナダ	豪州	韓国	中国	台湾	インド
20	0	0	2	5	23	1	9
タイ	インドネシア	マレーシア	メキシコ	ブラジル	ベネズエラ	アルゼンチン	エジプト
2	0	0	1	0	1	2	1

（注）価格約束を含む

（4）経済的視点及び意義

AD措置はGATT、WTO上の特別の措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでの幾度のラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本等の主要国における鉱工業品に対する平均関税率が5%未満まで低下してきたことへの反動の1つとして、米国、EU等でAD措置が多発され、これらの措置にはAD税率が40%を超えるものもある（AD税率はケースや対象企業によっても異なる）。このため、一度AD措置が発動されると、対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり（貿易冷却効果）、被提訴者及び関連産業へ甚大な影響を与えることとなる。

①調査の開始による影響

AD措置はその調査開始のみで、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD調査により、将来AD税が課税されるおそれが生じるため、輸出先企業等の輸入意欲を阻害することとなるのである。

また、いったんAD調査が開始されると、被提訴者は短期間に当局が要求する質問状に回答しなければならず、多大な労力と時間、そして費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このようにAD調査は措置のいかんにかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。これらを考慮すると、調査の開始にあたっては、十分に証拠を検討した上で、慎重に調査の開始を決定する必要がある。

更に、当局の調査に対する回答の負担が大きい

ことから、部分的に、場合によっては全体的に回答を放棄するケースがしばしば見られる。こうした場合、ファクツ・アベイラブル（AD協定附属書Ⅱの表題ではベスト・インフォメーション・アベイラブル（BIA）と表記される）が適用されることになる。

このファクツ・アベイラブルとは、被提訴企業が回答を提出しない、又は回答内容を検証できない場合に、調査当局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を行うことを言う。ファクツ・アベイラブル自体はAD協定にも明記されており（AD協定第6.8条）、被提訴企業が、回答が十分可能であったにもかかわらず、自らの判断で回答しなかった場合は当然適用されるべきものである。しかしながら、前述のように、あまりにも不必要に微にいり細にわたる回答を求められ、過大な負担のため、回答を放棄せざるを得ない状況に追い込まれるというのは問題である。厳正な調査を行うために詳細なデータを収集しようとするあまり、逆にファクツ・アベイラブルを適用せざるを得ない状況となるというのは本末転倒であり、またAD協定第6.13条にいうところの「情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、実行可能な援助を行う」ことに反することとなる。

②技術革新への影響（AD課税対象製品の不当な拡大）

AD税は、AD調査によってダンピングと認定された製品についてのみ課税されるものである。しかし、対象製品の範囲の定め方によっては、本来異なる製品に対してダンピング及びそれによる損害の事実を調査することなくAD税を課すことになりかねない。特に、非常に曖昧な表現によってAD調査対象製品が定義される場合については、将来開発されるであろう、また開発される可能性のある製品等についても十分考慮の上、「現在」損害を被っている（と提訴者が主張している）製品以上に定義が拡大される余地を残さないよう

注意する必要がある（いわゆる同種の製品への不当な課税拡大の防止）。

製品の性格が大きく異なる場合には、用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているの可否かを改めて検討すべきであり、新たな調査なしに既存のAD課税を拡大適用することには明らかに問題がある。この点については、今後ルール交渉を通じたAD協定の明確化及び、各国の適正な運用が強く期待される。

対象製品の範囲が同種の製品ということで不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えられ考えられる。このことは特にエレクトロニクスに代表されるハイテク分野に当てはまる。この問題は、迂回防止措置における後開発製品の扱いに密接に関わるが、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないように、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

③生産活動のグローバル化への影響

近年、経済のグローバル化に伴い、輸出先やコストの安い開発途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで輸出によって供給されていた製品にAD税が賦課されていた場合には、当該生産移転がAD課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

④金融危機の影響による保護主義の高まり

2008年には米国のサブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱が各国に飛び火し、世界経済全体の減速という多大な影響を与えた。これに伴い、輸出規制、関税率引き上げなど保護貿易主義的な動きも見られる中、国内産業保護の名目でのAD措置増加が懸念される。経済不況を克服するという名目に隠された保護主義的措置を濫用するということがなれば、健全な貿易に悪影響を

及ぼすものであり、注視する必要がある。

⑤まとめ

上述のように、AD措置の濫用は、数量面に悪影響を及ぼすのみならず、企業活動のあらゆる面にマイナスの影響を与える危険性の強いものである。また、濫用であっても、表面上はWTO協定上認められた措置として発動されるため、国内の保護的圧力は高く、輸入国としても発動に対する抵抗が弱くなりがちである。しかしながら、恣意的なAD措置の発動により最も大きな損害を被るのは、しばしば輸入国のユーザー産業及び消費者であることにも留意しなければならない。

(5) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国におけるAD協定に対応する法規としては、関税率法第8条、不当廉売関税に関する政令、相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの3つがある。ダンピング輸入によって損害が生じている旨の提訴が我が国産業からあった場合、これらの法規により厳正に対処することとなっている。

我が国においては、1991年に至るまでに3件のAD提訴が国内産業から行われたが、いずれも調査開始に至る前に提訴が取り下げられた。しかしながら、1991年10月に行われた中国、南アフリカ及びノルウェーの3か国からのフェロシリコマンガンの輸入に対するAD提訴については、調査開始に必要な十分な証拠があると認められ、同年11月に我が国初のAD調査が開始された。このうち中国の輸出者については、ダンピングの事実及びそれによる損害の事実及びその因果関係が認められ、1993年2月、AD税が賦課された（中国の輸出者のうち2社については、政府と「価格約束」を締結したことから、いずれもAD税を課さないことが決定された）。なお、当該措置は、1998年1月31日をもって5年間の発動期間を終了した。

また、1993年12月には、パキスタンからの綿糸

の輸入についてAD提訴が行われ、1994年2月に調査が開始された。1年半の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、1995年8月、AD税の賦課が開始され、当該措置は、2000年7月31日をもって5年間の発動期間を終了した。

2001年2月には、韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の一部についてAD提訴が行われ、同年4月に調査が開始された。1年3か月の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、2002年7月26日から2007年6月30日までのAD税の賦課が決定された（図表5-3参照）。同調査は、2006年6月に、国内産業から課税期間の延長（サンセット・レビュー）申請がなされ、同年8月に調査が開始された。調査の結果、ダンピング及び損害が継続又は再発するおそれがあると認められたことから、2007年6月に、2012年6月28日までの課税期間延長が決定された。

2007年1月には、豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンの輸入についてAD提訴が行われ、同年4月に調査が開始された。1年4か月の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、2008年9月1日から2013年8月31日までのAD税の賦課が決定された（図表5-4参照）。

<図表5-3> 韓国及び台湾からのポリエステル短繊維のAD税賦課について

<経緯>	
2001年 2月28日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者 5 社）
4月23日	政府調査を開始
2002年 7月19日	調査終了
7月26日	AD税の賦課開始（2007年 6月30日までの 5 年間）
2006年 6月30日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者 3 社）
8月31日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2007年 7月 1日	AD税の延長賦課開始（2012年 6月28日までの 5 年間）
<AD税率>	
韓国	
4 社	課税せず
1 社	6.0%
その他	13.5%
台湾：10.3%	

<図表5-4> 豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンのAD税賦課について

<経緯>	
2007年 1月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者 2 社）
4月27日	政府調査を開始
2008年 6月14日	暫定AD税の賦課開始
8月22日	調査終了
9月 1日	確定AD税の賦課開始（2013年 8月31日までの 5 年間）
<AD税率>	
豪州：29.3%	
スペイン：14.0%	
中国：46.5%	
（1 社：34.3%）	
南アフリカ：14.5%	

（6）WTO紛争処理手続に至ったADケース

WTO発足以降、アンチ・ダンピングに関して WTO紛争解決手続に基づく協議要請がなされた紛争は、我が国が要請した 5 件を含め全体で 77 件になる。このうち、2008 年 12 月末までに 37 件についてパネルが設置され、そのなかでパネル報告書が発出された案件は 34 件である。また、パネル報告書を不服として上級委員会に上訴した案件は 20 件である。

<参考資料>

継続中の対日AD案件リスト

(2009年1月31日現在)

米国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ポリクロロブレン・ラバー	1972. 12. 16 1973. 12. 06	1999. 08. 06 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2005. 08. 04 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
PC鋼より線	1977. 11. 23 1978. 12. 08	1999. 02. 03 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2004. 06. 25 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
溶接管継手	1986. 03. 24 1987. 02. 10	2000. 01. 06 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2005. 11. 21 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
ステンレス溶接管継手	1987. 04. 24 1988. 03. 25	2000. 03. 06 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2005. 10. 20 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
真鍮板	1987. 08. 14 1988. 08. 12	2000. 05. 01 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2006. 04. 03 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
フッ素樹脂	1987. 12. 03 1988. 08. 24	2000. 01. 03 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2005. 12. 22 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
ボールベアリング	1988. 04. 27 1989. 05. 15	2000. 07. 11 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2006. 09. 15 措置継続 (2回サンセット見直しによる2回目の継続)
グレイ・ポートランド・セメント	1990. 06. 15 1991. 05. 10	2000. 11. 15 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2006. 06. 16 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
ステンレス棒鋼	1994. 01. 27 1995. 02. 21	2001. 04. 18 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2007. 01. 23 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
クラッド鋼板	1995. 10. 25 1996. 07. 02	2001. 11. 16 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2007. 03. 22 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続)
ステンレス線材	1997. 08. 26 1998. 09. 15	2004. 08. 13 措置継続 (サンセット見直しによる)
ステンレス薄板	1998. 07. 13 1999. 07. 27	2005. 07. 25 措置継続 (サンセット見直しによる)
熱延鋼板	1998. 10. 22 1999. 06. 29	2005. 05. 12 措置継続 (サンセット見直しによる)
鉄鋼厚板	1999. 03. 16 2000. 02. 10	2005. 12. 06 措置継続 (サンセット見直しによる)
大径継目無鋼管	1999. 07. 28 2000. 06. 26	2005. 05. 08 措置継続 (サンセット見直しによる)
小径継目無鋼管	1999. 07. 28 2000. 06. 26	2005. 05. 08 措置継続 (サンセット見直しによる)
ブリキ及びティンフリー・スチール	1999. 11. 30 2000. 08. 28	2006.07.21 措置継続 (サンセット見直しによる)
大径溶接ラインパイプ	2001. 02. 23 2001. 12. 06	2007. 11. 05 措置継続 (サンセット見直しによる)

ポリビニル・アルコール	2002. 10. 01 2003. 07. 02	2008. 06. 02 よりサンセット見直し中
金属クロム	2005. 03. 30 2005. 12. 22	

中国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ステンレス冷延鋼板	1999. 06. 17 2000. 12. 18 (一部価格約束)	2006. 04. 08 措置継続 (サンセット見直しによる)
塗工印刷用紙	2002. 02. 06 2003. 08. 06	2008. 08. 05 よりサンセット見直し中
無水フタル酸	2002. 03. 06 2003. 08. 31	2008. 08. 29 よりサンセット見直し中
SBR(スチレン・ブタジエン・ゴム)	2002. 03. 19 2003. 09. 09	2008. 09. 08 よりサンセット見直し中
塩化ビニル樹脂 (PVC)	2002. 03. 29 2003. 09. 29	2008. 09. 28 よりサンセット見直し中
TDI (トリレンジイソシアナート)	2002. 05. 22 2003. 11. 22	2008. 11. 21 よりサンセット見直し中
フェノール	2002. 08. 01 2004. 02. 01	
エタノールアミン	2003. 05. 14 2004. 11. 14	
光ファイバー	2003. 07. 01 2005. 01. 01	
クロロプレン・ゴム	2003. 11. 10 2005. 05. 10	
水加ヒドラジン	2003. 12. 17 2005. 06. 17	
トリクロロエチレン	2004. 04. 16 2005. 07. 22	
ジメチル・シクロシロキサン	2004. 07. 16 2006. 01. 16	
フランフェノール	2004. 08. 12 2006. 02. 12	
ヌクレオチド類食品添加物	2004. 11. 12 2006. 05. 12	
エピクロロヒドリン	2004. 12. 28 2006. 06. 28	
スパンデックス	2005. 04. 13 2006. 10. 13	
カテコール	2005. 05. 31 2006. 05. 22	
PBT (ポリブチレンテレフタレート)	2005. 06. 06 2006. 07. 22	
電解コンデンサ紙	2006. 04. 18 2007. 04. 17	
ビスフェノールA (BPA)	2006. 08. 30 2007. 08. 29	

第II部 WTO協定と主要ケース

メチルエチルケトン	2006. 11. 22 2007. 11. 21	
アセトン	2007. 03. 09 2008. 06. 08	

タイ		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ステンレス冷延鋼板	2002. 02. 15 2003. 03. 13	2008. 03. 12 よりサンセット見直し中
熱延鋼板	2002. 07. 08 2003. 05. 27	2008. 05. 26 よりサンセット見直し中

韓国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ステンレス棒・形鋼	2003. 07. 05 2004. 07. 30 (一部価格約束)	
PVCプレート	2004. 05. 19 2005. 04. 20 (一部価格約束)	
産業用ロボット	2004. 10. 01 2005. 09. 16	
自動ガイド・ホール・パンチャー	2006. 02. 17 2006. 11. 22 (3年間)	
酢酸エチル	2007. 09. 17 2008. 08. 25 (3年間)	

台湾		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
アート紙	1998. 12. 30 2000. 07. 20	2006. 03. 03 措置継続 (サンセット見直しによる)

豪州		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
塩化ビニル樹脂 (PVC)	1992. 02. 05 1992. 10. 22	1997. 10. 22 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2002. 10. 22 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回目の継続) 2007. 10. 04 措置継続 (3回目のサンセット見直しによる3回目の継続)
鉄鋼厚板	2003. 08. 20 2004. 04. 01	

インド		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
アクリル繊維	1998. 01. 07 1999. 01. 22	2004. 12. 21 措置継続 (サンセット見直しによる)
スチレン・ブタジェン・ゴム	1998. 04. 07 1999. 08. 24	2004. 09. 28 措置継続 (サンセット見直しによる)
アニリン	1999. 09. 13 2000. 10. 06	2006. 06. 09 措置継続 (サンセット見直しによる)
苛性ソーダ	2000. 05. 26 2001. 06. 26	2006. 09. 13 措置継続 (サンセット見直しによる)
フレキシブル・スラプス トック・ポリオール	2001. 09. 21 2002. 10. 31	2007. 02. 05 措置継続 (サンセット見直しによる)
ペンタエリトリトール	2001. 11. 22 2002. 10. 31	2008. 04. 28 措置継続 (サンセット見直しによる)
6-ヘキサナラクタム	2003. 09. 22 2004. 11. 17	
塩化ビニル樹脂 (PVC)	2006. 06. 28 2008. 01. 23	
ペルオキソ硫酸塩 (過硫酸塩)	2006. 07. 28 2007. 08. 29	

メキシコ		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
鋼管	1999. 05. 13 2000. 11. 10	2005. 11. 11 措置継続 (サンセット見直しによる)

ベネズエラ		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
鋼管	1999. 04. 23 2000. 07. 13	2006. 08. 07 措置継続 (サンセット見直しによる)

アルゼンチン		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
溶接鋼管	2000. 12. 15 2001. 12. 15	2008. 06. 12 措置継続 (サンセット見直しによる)
後発性セレクトティブ 除草剤	2000. 12. 22 2002. 06. 24 (3年間)	2006. 06. 16 措置継続 (サンセット見直しによる)

エジプト		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
タイヤ	1998. 09. 05 1999. 10. 04	2005. 03. 21 措置継続 (サンセット見直しによる)

出典：公正貿易センター作成資料

